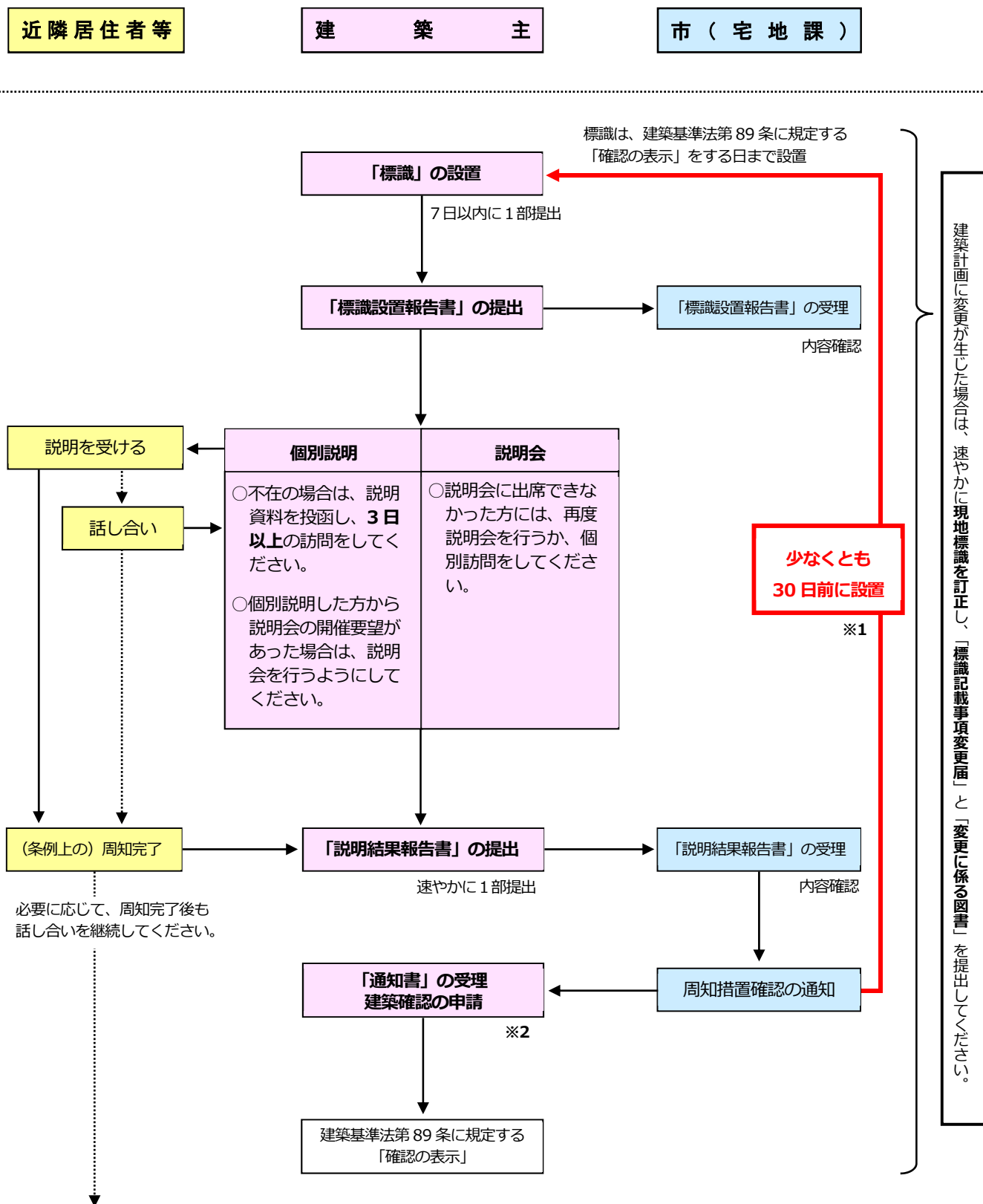


II. 建築主の手続

1. 手続の順序

建築主は、計画建築物が中高層建築物に該当する場合、以下の順序に従い、手続を進めてください。



※1 確認申請書等の手続前までに、上記の手続を完了してください。

※2 「船橋市宅地開発事業に関する要綱」に該当する場合は、協議締結前までに上記の手続を完了してください。